

塩尻市森林公社林業等機材貸出要領

制 定 平成 30 年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、市内の森林整備促進と木材生産性向上を図るため、別表に掲げる機材の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第 2 条 機材の貸出対象者は、市内に山林を所有又は管理する者とする。ただし、薪割機の貸出対象者は、市内に住所を有している者とする。

(貸出期間)

第 3 条 機材の貸出期間は、貸出日から起算して 7 日を経過する日までとする。

(受付期間)

第 4 条 機材の貸出しに係る受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、やむを得ない理由により、かつ、業務の運営上支障がないと公社が判断するときはこの限りでない。

(貸出の制限)

第 5 条 機材は、次の各号に掲げる場合には貸出さないものとする。

- (1) 第 1 条の目的に添わない場合
- (2) 第 2 条の要件に該当しない場合

(貸出の申請)

第 6 条 機材の貸出を受けようとする者は、機材貸出申請書（別記様式）に必要事項を記入の上、理事長へ届け出なければならない。

(貸出)

第 7 条 機材の貸出を受けようとする者は、公社職員による取り扱い説明を受けた後、機材を借受けるものとする。ただし、2 回目以降についてはこの限りでない。

(借受者の責務)

第 8 条 借受者は借受けた機材を使用及び保管するに当たっては常に機材の点検を行い、善良なる管理をしなければならない。

(転貸の禁止)

第 9 条 借受者は、借受けた機材を転貸してはならない。

(費用等の負担)

第 10 条 公社は、貸出機材の維持管理費として、貸出機材 1 台につき、貸出期間中 1 日当たり 500 円を借受者から徴収する。

- 2 貸出期間中に降雨などの自然現象により機材の利用ができなかった日を借受者が申告し、公社が確認した場合は、当該日を維持管理費を算定するための貸出日数から除外することができる。
- 3 貸出機材の借受け及び返還に係る費用負担は、借受者の負担とする。

(機材の返却)

第 11 条 借受者は、貸出しを受けた機材に破損、異常等がないか確認し、清掃並びに燃料タンクを満タンの上、第 4 条に規定する受付時間内に返却するものとする。

(機材の毀損等)

- 第 12 条 借受けた機材を損傷、損壊又は滅失したときは、直ちに理事長に報告しなければならない。
- 2 理事長は第 1 項に該当した原因が借受者の責によるものと判明した場合は、借受者に機材の弁償又は修理を行わせるものとする。

(事故等の補償)

第 13 条 機材の使用(機材の点検・運搬時を含む)の事故については、借受者の自己責任とする。

(補則)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

別表 (第 1 条関係)

種 類	形 式	台 数
ポータブルロープウインチ	PCW-5000S	2 台
チルホール	TU-16	1 台
薪割機	PH-GS13PRO	2 台